



核物質防護の強化に係る 省令改正の概要について

平成18年1月24日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課原子力規制室



今回の法令改正の概要

- 平成17年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)改正
- 平成17年12月より、関係省令施行
 - 設計基礎脅威(DBT)
 - 核物質防護検査制度
 - 秘密保持義務制度



設計基礎脅威 (Design Basis Threat)

定義:

核物質防護システムを設計し評価する基となる核物質の不法移転又は妨害破壊行為を企てようとする内部者及び / 又は外部敵対者の特性及び性格

(IAEAガイドラインINFCIRC/225/Rev.4)



設計基礎脅威の適用

- 文科省所管施設は、多種多様の施設が混在しており、十分な防護体制を講ずる必要のある施設を対象に適用
- 区分 施設並びにプルトニウム、ウラン233及び濃縮度20%以上の高濃縮ウランのうちいずれかを15gを超えて使用(保有)する施設



国への申請

- 国が定めたDBTに対し、施設の防護措置を評価し、その結果については、核物質防護規定の一部として国に申請(法改正に係る新核物質防護規定については、2月28日までに変更申請が必要)
- その評価結果について、妥当性を審査するとともに、核物質防護検査においても、同様の確認を実施



核物質防護検査

核物質防護規定の遵守状況を国が監視し、防護措置が的確に実施されていることを確認するため、年に1回、以下の検査を実施

- 防護基準適合性検査
- 脅威到達時間評価
- 模擬訓練評価



防護基準適合性検査

- ・核物質防護規定に記載されている内容のうち、防護設備の管理状況、警備状況、情報管理の状況などについて、書類や現場確認により検査を実施
- ・毎年1回、実施



脅威到達時間評価

- 核物質防護規定に記載されたDBTに関する評価の妥当性について、現場で検査を実施
- 核物質防護規定認可直後の検査において、実施し、次年度以降は、主として防護措置の状況に変更がないことを確認



模擬訓練評価

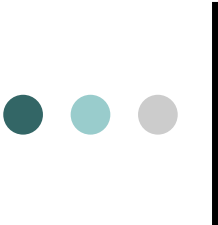
- 核物質防護規定において、策定義務の課せられている緊急時計画に関して、年に1回以上訓練を実施し、国がその訓練を評価
- 実効性のある訓練とするため、事業者、治安当局、規制当局の連携が重要



秘密保持義務制度

○ 炉規法第68条の3 (秘密保持義務)

- 正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。
- 対象は、原子力事業者等及びその従業者、国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者、職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員、及びこれらの者であった者



省令に規定されている秘密について

- 脅威に関する事項
- 防護に必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- 連絡に関する詳細な事項
- 体制に関する詳細な事項
- 巡視及び監視に関する詳細な事項
- 緊急時対応計画
- 防護措置の評価に関する事項
- 貯蔵施設に関する詳細な事項
- 事業所内運搬に関する詳細な事項



秘密漏洩時の罰則

- 炉規法第78条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一項

第68条の3の規定に違反した者